

## 川崎天然ガス発電所環境影響評価方法書の概要

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 前島 博

事務所の所在地：東京都港区西新橋1丁目3番12号

## 2 対象事業の目的及び内容

## (1) 対象事業の目的

- 特定規模電気事業者等への電気の供給を目的とし、最新の大型高効率コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所を建設・運営する。
- 天然ガスを燃料に使用することで、他燃料に比べ地域大気環境及び地球環境への影響が抑えられ、さらに高効率コンバインドサイクル発電システムを採用することにより、省エネルギーでかつ、よりクリーンな発電が可能になり、環境にやさしい事業を実現し得る。

## (2)対象事業の内容

- 事業の名称：川崎天然ガス発電所
- 原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
- 発電所の出力：900,000kW（1号機 400,000kW、2号機 500,000kW、発電端）
- 実施区域：神奈川県川崎市川崎区扇町1-2-1 日石三菱株式会社川崎事業所構内
- 敷地面積：対象事業実施区域 約274,400m<sup>2</sup>  
発電所計画地 約58,500m<sup>2</sup>
- 主要機器等の種類

項目	仕様	
発電機	三相交流同期発電機	
廃熱回収ボイラ	自然循環型	
タービン	(ガスタービン)開放サイクル型 (蒸気タービン)混圧復水型	
煙突	地上高：59m	
冷却塔	湿式強制通風式	
燃料	種類	天然ガス
	使用量	LNG換算 約85万トン/年（日最大使用量 約3,000トン）

## 3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

○対象事業実施区域は都市計画法に基づく工業専用地域に指定されており、対象事業実施区域の近傍地域は大部分が重化学工業用地となっている。また、対象事業実施区域から約1.4 kmの範囲には、都市計画法に定める住居系の用途地域はない。

○対象事業実施区域は、石油精製関連の装置群及びタンク群が順次建設され、1990年代には原油処理能力が約75,000バレルの精油所として使用されていた。その後、1999年9月に原油処理が停止されるとともに各精製装置の稼働が停止され、現在では発電所計画地は停止された石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が撤去された跡地となっている。

○対象事業実施区域の周辺地域の地形は、多摩川による三角州性低地と自然堤防・砂州が発達しており、対象事業実施区域は臨海部の埋立地となっている。

#### 4 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

##### (1)環境影響評価の項目の選定

○選定した項目 6項目（大気環境、水環境、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等）

○対象事業の評価項目と行為内容の関係

環境要素の区分		行 為 内 容
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用資材等の搬出入による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等</li> <li>・ 建設機械の稼働による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等</li> <li>・ 施設の稼働による窒素酸化物</li> <li>・ 資材等の搬出入による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等</li> </ul>
	騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用資材等の搬出入による騒音、振動</li> <li>・ 建設機械の稼働による騒音、振動</li> <li>・ 施設の稼働による騒音、振動</li> <li>・ 資材等の搬出入による騒音、振動</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の稼働による低周波音、冷却塔白煙</li> </ul>
水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の施工による一時的な影響による水の濁り</li> <li>・ 施設の稼働による水の汚れ、富栄養化、水温</li> </ul>
景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形改変及び施設の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</li> </ul>
人と自然との触れ合いの活動の場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用資材等の搬出入による主要な人と自然との触れ合いの活動の場</li> <li>・ 資材等の搬出入による主要な人と自然との触れ合いの活動の場</li> </ul>
廃棄物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の施工による一時的な影響による産業廃棄物、残土</li> <li>・ 廃棄物の発生による産業廃棄物</li> </ul>
温室効果ガス等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の稼働による二酸化炭素</li> </ul>

計6項目	—
------	---

※なお、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、「緑（緑の質及び量等）」、「電波障害」、「地域交通（交通混雑、交通安全）」、「安全」が評価項目に選定されている。